

## 区立学校適正配置第二次実施計画

# 豊溪中学校・光が丘第一中学校 保護者および地域説明会

令和7年1月10日（金）・11日（土）

練馬区教育委員会事務局  
教育振興部 教育施策課

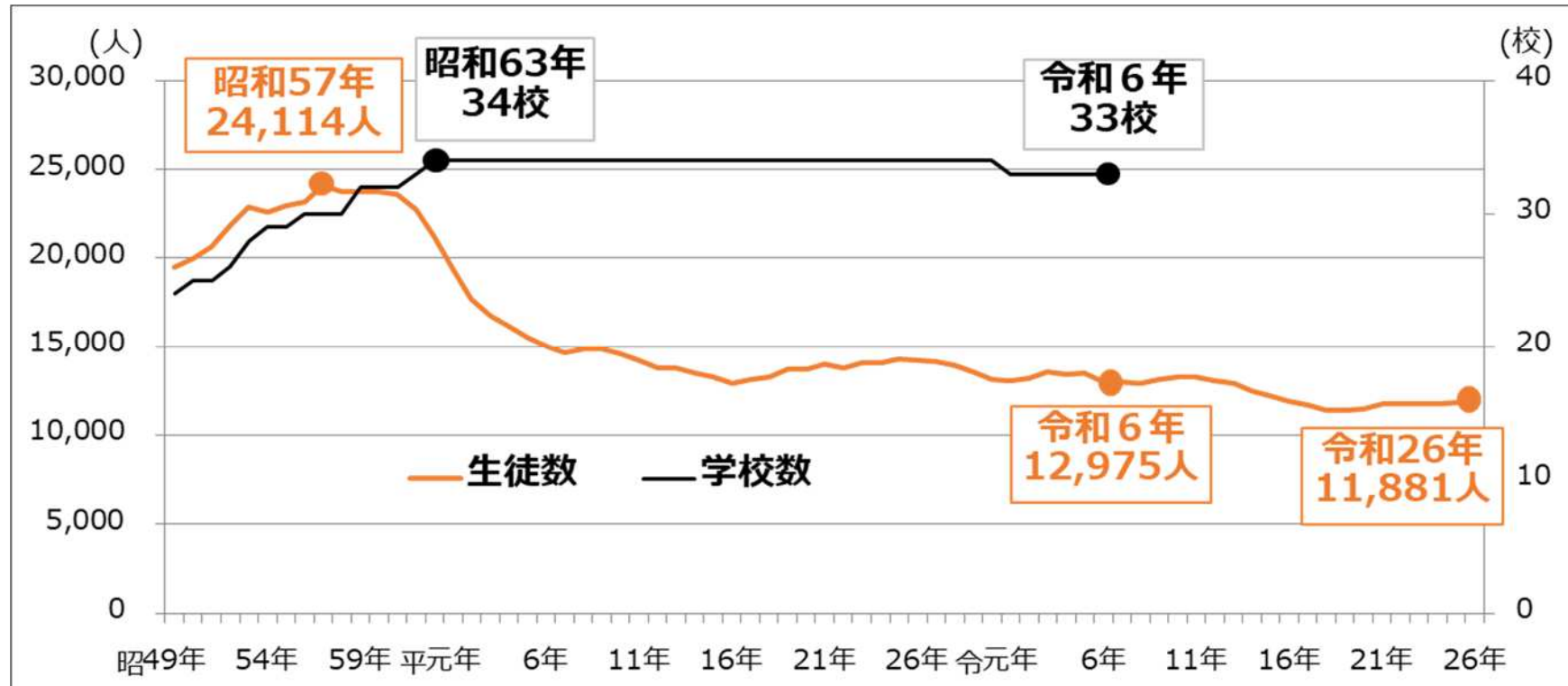
# 目次

<b>1</b>	<b>第二次適正配置基本方針（令和6年3月策定）の概要</b>	
	区立中学校の生徒数、学校数の推移と今後の見込み	2
	学級規模の基準	3
	学級規模における課題	4
	適正配置の必要性	5
	適正配置候補校の抽出	6
	適正配置対象校の選定フロー	7
<b>2</b>	<b>豊溪中学校に関する検討経過</b>	
	学校の基本情報	8
	適正配置対象校の選定フローによる検討	9
<b>3</b>	<b>光が丘第一中学校に関する検討経過</b>	
	学校の基本情報	12
	適正配置対象校の選定フローによる検討	13
	検討結果まとめ	16
	統合・再編まで（予定）	16
<b>4</b>	<b>統合・再編を円滑に進めるための取り組み</b>	17
<b>5</b>	<b>これまでにいただいた主なご意見</b>	20

# 1 第二次適正配置基本方針（令和6年3月策定）の概要

## 区立中学校の生徒数、学校数の推移と今後の見込み

各年5月1日現在



現在の生徒数はピーク時（昭和50年代）の6割となっています。  
学校数は34校 33校と大きく変わっていません。  
区の将来人口推計による年代別人口の推移も減少の見込みです。

### 過去の取組

光が丘の小学校8校を4校に統合・再編（平成22年）  
光が丘第四中学校を廃止し、光が丘第三中学校の  
通学区域に編入（平成31年）

## 学級規模の基準

第二次適正配置基本方針では、区立小・中学校の適正規模の基準を以下のとおりとしています。

### 小学校 12学級～18学級（19学級～24学級は許容範囲）

全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、1学年2学級～3学級を基本に12学級～18学級とします。なお、1学年4学級程度であれば、学校運営上支障がないものと考えられるため、教室の確保を条件に、19学級～24学級は許容範囲とします。

### 中学校 12学級～18学級

生徒同士の交流や、学習面・部活動の充実のため、1学年4学級～6学級を基本に12学級～18学級とします。

### 小中一貫教育校 18学級～27学級

異学年交流や行事などが実施しやすく、1名の校長で運営上支障のない、1学年2学級～3学級を基本に18学級～27学級とします。

国では、学級数の標準規模を、学校教育法施行規則により小・中学校ともに「12学級～18学級」、小中一貫の義務教育学校は「18学級～27学級」としています。

## 学級規模における課題

適正規模を下回る過小規模校や適正規模を上回る過大規模校は、それぞれの環境の中で工夫を凝らすことにより、適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化や過大規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校の努力だけではカバーできずに学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

	主な課題
過小規模校	<p>単学級（1学年1学級）ではクラス替えができないため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる</p> <p>児童・生徒から多様な発言が引き出しにくく、集団生活の良さが生かされにくい</p> <p>教員が少なく、授業改善の取組や部活動などが制限される場合がある</p> <p>教員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が増加する場合がある</p> <p>教員個人の力量への依存度が高まり、人事異動や教員数の変動により学校経営が不安定になる可能性がある</p>
過大規模校	<p>集団生活において、同学年との結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある</p> <p>教室、体育館、運動場、少人数指導や部活動のスペースなどの施設面に余裕がなくなる</p> <p>社会科見学や移動教室時の見学場所が制限される場合がある</p> <p>運動会などの学校行事や集団学習において、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる</p> <p>教職員による児童・生徒一人ひとりの個性や行動の把握が困難になりやすい</p>

---

## 適正配置の必要性

集団活動や行事が活発に行われ、児童・生徒が様々な人との関わりの中で学び、成長していくために、学校には一定の児童・生徒数と学級数が必要です。

そのためには、学校の適正規模を確保し、児童・生徒が良好な教育環境の中で学び、成長することができるよう、学校の適正配置を行う必要があります。

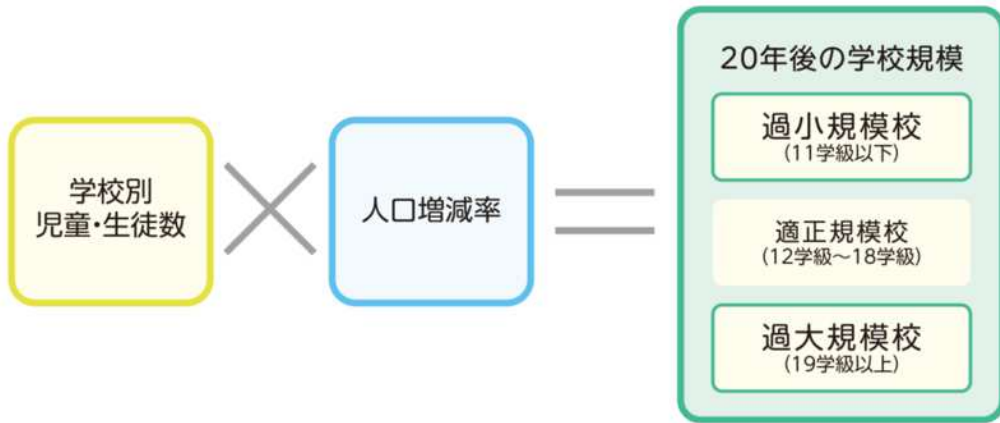
これまでにない少子化の局面においては、児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施等の要素を踏まえて、適正配置を進める必要があります。

令和6年3月に「第二次適正配置基本方針」を策定し、適正配置を進めるための考え方をお示ししました。

# 適正配置候補校の抽出

20年後の過小規模校・過大規模校

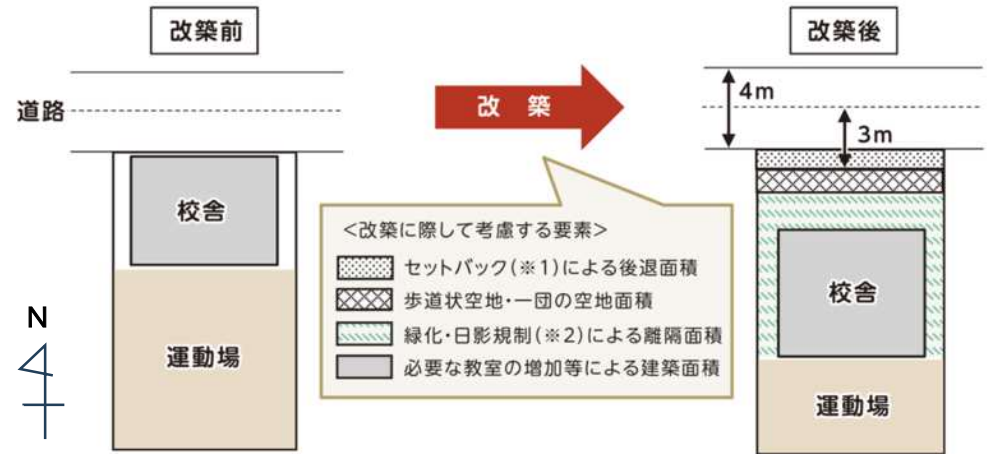
学校別の児童・生徒数に人口推計増減率を掛け合わせ、20年後の学校規模を算出します。



小学校19～24学級は許容範囲  
 小中一貫教育校は18～27学級が適正規模

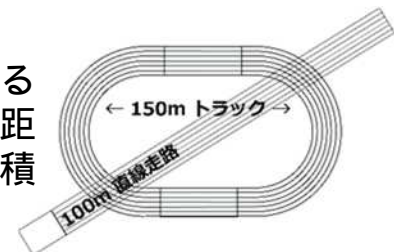
改築に課題のある学校

改築後に望ましい運動場面積\*を確保できない可能性のある学校を抽出します。



- 1 セットバック：建物の建設に伴い、道路と土地の境界線を後退させること
- 2 日影規制：建築物による影が、近隣にかからないよう、日当たりを確保するための規制

\*望ましい運動場面積：  
 学習指導要領が求めている授業（トラック競技や短距離走）ができるような面積



# 適正配置対象校の選定フロー

## < 適正配置候補校 >

20年後の過小規模校・過大規模校

改築に課題のある学校

### 適正配置後の学校規模

過大規模（小学校25学級、中学校19学級以上）にならないか

### 通学距離

通学距離の目安程度の通学可能な距離か  
直線距離で小学校1.5km程度、中学校2km程度

### 近隣校の受け入れ可否

統合・再編は1対1を原則とし、過小規模校は最大2校への分散で近隣校へ受け入れできるか

### 人口変動の要素

まちづくりや鉄道路線の延長など、人口が大きく変動する見込みはないか  
大規模な建築計画はないか

東京都教育人口等推計も考慮

適正配置の対象となる学校を決定



## 2 豊溪中学校に関する検討経過

### 学校の基本情報

豊溪中学校は20年以上過小規模が続いています。

現在も将来推計（令和26年度）でも5学級で、いずれも区内で最も学級数の少ない中学校です。

区推計、都推計とも今後も過小規模の見込みです。

校舎の築年数は59年で長寿命化改修\*ができない学校です。

< 生徒数・学級数 >

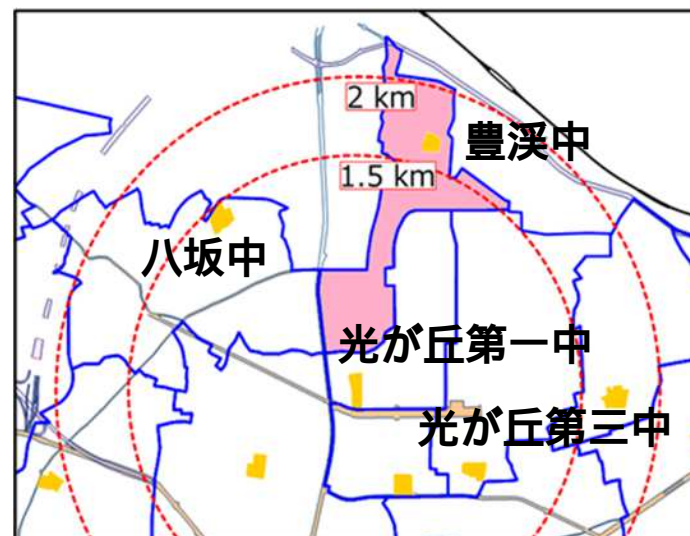
令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	44	55	38	137
学級数	2	2	1	5

< 施設保有情報 >

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
10,818㎡	S41.3	59	×

< 周辺図 >



\* 長寿命化

学校施設管理基本計画において、学校施設は、築50年を目途に長寿命化の適否を判断し、適する施設は築80年、適さない施設は築60年を目途に改築することとしています。

## 適正配置対象校の選定フローによる検討

### 適正配置後の学校規模

近隣の中学校と統合した場合、いずれも適正規模になる見込みです。

隣接している旭町小学校との小中一貫教育校化は、現在も将来も17学級で適正規模を下回るため行いません。

学校名	築年数		長寿命化可否	R6年度		R26年度		対象校と統合した場合の学級規模	
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数	R26年度生徒数計	学級数
豊溪中学校	S41.3	59	×	137	5	128	5		
光が丘第一中学校	S59.3	41	未実施	242	8	224	8	352	12
光が丘第三中学校	S63.3	37	未実施	407	12	379	13	507	16
八坂中学校	S47.3	53	×	235	7	219	8	347	12
<小中一貫教育校の検討> 旭町小学校	S40.3	60	2F体	333	12	303	12	431	17 ×

R26年度の学級数は35人学級で算出

## 適正配置後の通学距離

光が丘第一中学校、八坂中学校は、豊溪中学校の通学区域から2 km程度に位置しています。  
 八坂中学校に通学する場合は、他自治体を通過し、笹目通りを横断することになります。  
 光が丘第三中学校は、2 km程度を超える地域があるため統合候補の対象外となります。



## 近隣校の受け入れ可否

光が丘第一中学校は、改築後に望ましい運動場面積\*を確保したうえで15教室を設置でき、統合・再編後に想定される12学級を受け入れられる見込みですが、改築を行わなくても現校舎で受け入れられます。  
 八坂中学校は、改築後はより多くの教室を設置できますが、通学経路に課題があります。

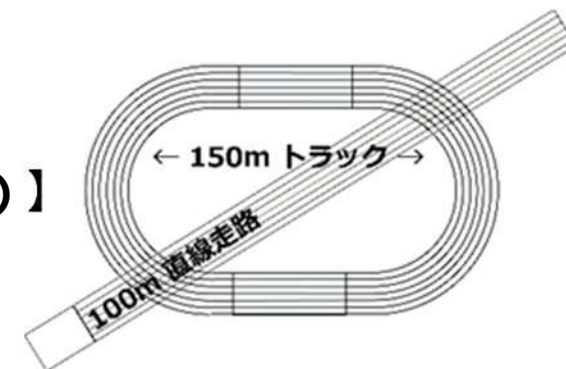
学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26年度生徒数計	学級数	6,400㎡	5,500㎡
豊溪中学校	10,818㎡			-	-
光が丘第一中学校	14,999㎡	352	12	15	26
八坂中学校	17,924㎡	347	12	24	34

設置可能教室数：  
 改築後、必要な運動場面積\*（6,400㎡・5,500㎡）を確保したうえで設置できる普通教室数（机上計算値）  
 「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

## \* 望ましい運動場面積

統合・再編を行う際は、学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定した運動場面積【中学校（6,400㎡・5,500㎡）】の確保を目指します。

6,400㎡は、余裕を持った運動場面積です。



## 人口変動の要素（都推計考慮）

豊溪中学校は、東京都教育人口等推計でも令和11年度で6学級と過小規模になる見込みです。

学校名	R26年度 区推計		R11年度 都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
豊溪中学校	128	5	153	6

### 3 光が丘第一中学校に関する検討経過

#### 学校の基本情報

光が丘第一中学校は、現在も将来推計（令和26年度）でも8学級で、過小規模の学校です。校舎の築年数は築41年です。

< 生徒数・学級数 > 令和6年5月1日現在

	1年生	2年生	3年生	合計
生徒数	88	86	68	242
学級数	3	3	2	8

< 施設保有情報 >

校地面積	建築年	築年数	長寿命化可否
14,999㎡	S59.3	41	未実施

< 周辺図 >



\* 長寿命化

学校施設管理基本計画において、学校施設は、築50年を目途に長寿命化の適否を判断し、適する施設は築80年、適さない施設は築60年を目途に改築することとしています。

## 適正配置対象校の選定フローによる検討

### 適正配置後の学校規模

近隣の中学校と統合した場合、適正規模を確保できる見込みの学校は、豊溪中学校、光が丘第二中学校です。

光が丘第二中学校は築年数が38年と浅く、改築を行うまで期間があるため、統合時期が遅くなります。

光が丘第三中学校、谷原中学校と統合した場合、過大規模になる見込みのため統合候補の対象外となります。

学校名	築年数		長寿命化可否	R6年度		R26年度		対象校と統合した場合の学級規模	
	建築年	築年数		生徒数	学級数	生徒数	学級数	R26年度生徒数計	学級数
光が丘第一中学校	S59.3	41	未実施	242	8	224	8		
豊溪中学校	S41.3	59	×	137	5	128	5	352	12
光が丘第二中学校	S62.3	38	未実施	324	9	305	11	529	17
光が丘第三中学校	S63.3	37	未実施	407	12	379	13	603	19 ×
谷原中学校	S52.3	48	未実施	487	14	403	13	627	20 ×

R26年度の学級数は35人学級で算出

## 適正配置後の通学距離

豊溪中学校、光が丘第二中学校とも、光が丘第一中学校の通学区域から2 km以内に位置しています。



## 近隣校の受け入れ可否

光が丘第二中学校は、改築後に望ましい運動場面積\*を確保したうえで19教室を設置でき、想定される17学級を受け入れられる見込みです。

豊溪中学校は敷地が狭く、他校を受け入れる余裕はありません。

学校名	校地面積	対象校と統合した場合の学級規模		改築後の設置可能教室数	
		R26年度生徒数計	学級数	6,400㎡	5,500㎡
光が丘第一中学校	14,999㎡			15	26
豊溪中学校	10,818㎡	352	12	-	-
光が丘第二中学校	14,957㎡	529	17	19	29

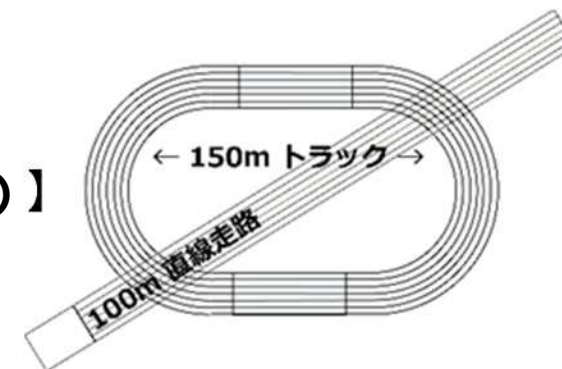
設置可能教室数：  
改築後、必要な運動場面積  
(6,400㎡・5,500㎡)  
を確保したうえで設置できる  
普通教室数(机上計算値)

「-」は他校を受け入れる余裕教室なし

## \* 望ましい運動場面積

統合・再編を行う際は、学習指導要領が求めている授業に必要な規模を想定した運動場面積【中学校（6,400㎡・5,500㎡）】の確保を目指します。

6,400㎡は、余裕を持った運動場面積です。



## 人口変動の要素（都推計考慮）

光が丘第一中学校は、東京都教育人口等推計でも9学級と過小規模になる見込みです。

学校名	R26年度 区推計		R11年度 都推計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数
光が丘第一中学校	224	8	261	9



## 検討結果まとめ

令和11年4月を目途に、豊溪中学校と光が丘第一中学校を統合・再編する方向で検討します【敷地：光が丘第一中学校 現校舎】

## 統合・再編まで（予定）

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
準備会		両校の交流活動		統合

## 4 統合・再編を円滑に進めるための取り組み

### 準備会の設置

学校関係者、保護者の代表、町会・自治会代表などで構成する準備会を設置します。

### 交流活動の実施

対象校合同で交流活動を実施し、児童・生徒の交流を深めます。

### 学級編制と教職員配置

統合・再編に伴う児童・生徒の不安を軽減するとともに、児童・生徒の状況に配慮した学級編制と教職員配置を行います。

統合・再編までの間、新校の位置とならない学校の新1年生が少なくなったとしても、学級は編制します。その場合には、児童・生徒の教育に支障が生じないように創意工夫していきます。

新校の学級の編制にあたっては、対象校の児童・生徒数の割合を考慮した構成とするなど配慮します。

## 小中連携グループの見直し

統合・再編に伴い、小中連携グループの見直しを行い、小中連携教育の継続と発展に努めます。

## 通学路の安全確保

各学校での安全指導を徹底するとともに、通学路の安全点検を実施し、必要に応じて警察署や道路管理者などへ働きかけを行います。

## 就学指定校の変更

新1年生が新校の位置となる学校への入学を希望する場合は、指定校変更を認める配慮をしていきます。

在校生については、既に学校の中で人間関係が築かれていることから、統合前に、新校の位置となる学校へ個々に移ることは好ましくないため、統合を理由とした指定校変更は認めないこととします。

## 学校指定用品への配慮

統合・再編に伴い、買い替えの必要があると判断した学校指定用品（標準服や体操着など）については、その費用を区が負担します。

今後、保護者が購入する学校指定用品については、統合対象校同士が同一の規格になるように配慮します。

## 跡施設の活用

学校の跡施設など（統合などにより学校として使用されなくなった敷地や建物）の活用は、以下の点に留意し、地域の皆様のご意見を伺いながら検討していきます。

学校が避難拠点や校庭開放など、教育目的以外の様々な利用があること  
近隣で小・中学校の改築などを行う際の仮設校舎などとしての利用  
近隣の区立施設などの複合化用地としての活用

## 5 これまでにいただいた主なご意見

Q なぜ、過小規模校ではいけないのか。

A 過小規模の学校であっても、教職員の努力や保護者の方々の協力のもとで適正な学校運営を行っています。しかし、過小規模化が進行すると、デメリットの影響が大きくなり、学校運営に大きな課題が生じることが危惧されます。

クラス替えが困難なため、交友関係が固定化しやすく、多様なものの見方・考え方にふれる機会が少なくなる。

委員会活動や部活動などが制限される場合がある。

教員が少なく、教員一人当たりの校務負担が増加したり、教員個人の力量への依存度が高まる場合がある。 など

Q 一斉に統合なのか。新1年生から段階的に新しい学校へ入学するのか。

A 過去の例では、光が丘の小学校は一斉に統合し、新入生には指定校変更を認めていました。

一方、光が丘第四中学校の統合・再編の際は地域の要望もあり、公表当時の1年生の卒業を待って廃止となりましたが、下級生がいない2年間を過ごしました。結果的に、学校運営が難しい2年間になったことから、今回は一斉に統合したいと考えています。

**Q 統合を理由とした指定校変更を統合の何年前から認めるのか。**

**A 過去の例では、統合の2年前から新入生の指定校変更を認めていました。開始時期については、今後検討していきます。**

**Q 統合ではなく、通学区域を広げて適正規模を確保する検討はしていないのか。**

**A 近隣の中学校も過小規模校であり、学区域変更による適正規模の確保は困難です。**

# お問い合わせ先

## 説明会についてご質問がある方



説明会後のご質問、オンライン配信をご覧の方はこちらの専用フォームからお問い合わせください。

## 計画（素案）全体をご覧になりたい方



計画（素案）全体をご覧になりたい方はこちらから区ホームページをご覧ください。

## パブリックコメント（区民意見反映制度）を実施しています

計画（素案）について、ご意見をお寄せください。いただいたご意見と区の考え方は、4月上旬に区ホームページで公表します。



意見を提出される方はこちらの専用フォームからご提出ください。

ご意見・ご質問の受付、素案の公表は、いずれも1月21日(火)までです。

担当

練馬区教育委員会事務局教育振興部教育施策課  
(電話) 03 - 5984 - 1034